（仮称）廿日市市まちづくり基本条例検討市民委員会 第10回会議　会議要旨

（開催要領）

１　日時：平成23年3月7日(月) 19:00～21:00
２　場所：廿日市市役所7階会議室
３　出席委員：23人
　今田圭宗、岩藤綾子、奥野弘和、熊谷 操、辰見裕行、千原保仁、中村眞琴、
　山本和臣、吉武英彦、亀谷敏男、宮本育生、竹中久人、古田正貴、大野宣江、
　小田 真、小熊鶴雄、中丸建二、藤本益之、井上 軍、後藤香代子、石津直子、
　槇本知則、板本麻美
　（欠席委員７人）
　出席スタッフ：16人
　アドバイザー：蛯江紀雄
　支援スタッフ：五百田定
　職員ワーキングチーム：山本裕行、中村 満、藤井健二、澤岡由起子、木下英治、
　上田光司、栗栖靖宏、鈴本 昇、山福美佳、佐川智弘、
　川下晃一
　事務局：井原泰彦、藤井昭二、中川美穂、和田 浩、川本 誠、倉田 忍
　傍聴者：３人

（議事次第）

１　開　会
２　市長あいさつ
３　素案の最終確認
４　起草委員会 委員の選出
５　市民委員会を振り返って
６　委員長あいさつ
７　その他
８　閉　会

１　開　会

〔委員長〕
皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、（仮称）廿日市市まちづくり基本条例検討市民委員会 第１０回会議を開会いたします。

本日、この検討委員会も最後ということになりました。今まで、皆様には、お忙しい中ご出席いただいて、いろいろと意見を出していただき、本当に会議として、満足のいく会議になってきたんじゃないかと思います。
また、今日、素案を完成させるという大仕事が残っております。私もこうやって司会をさせていただくのが最後になろうかと思います。非常に感慨深いものがありますが、もう一踏ん張り、皆様と一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日、最後の会議ということで、眞野市長と川本副市長にお越しいただいております。委員の皆様には、もう一頑張りお願いしたいと思いますが、午後９時までの２時間で予定しております。進行についてご協力をお願いします。

２　市長あいさつ

〔委員長〕
それでは、まず、眞野市長に、ごあいさつをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔眞野市長 あいさつ〕
皆さん、こんばんは。年度末のたいへんお忙しい時期に、また、夜分、お疲れのところをお集まりいただきまして、感謝を申し上げます。

この「まちづくり基本条例 検討市民委員会」は、「協働のまちづくりのルールブックをつくろう」ということで、市から呼びかけ、昨年の６月にスタートいたしました。

第１回の会議には、私も出席させていただき、「はつかいちならではの、魂のこもった、条例素案を検討いただきたい」と、皆さんにお願いをしたところです。

それ以降、本日まで会議を重ねられるとともに、市内の各地域で市民ミーティングも開催されるなど、委員の皆さんには、たいへん熱のこもった議論をいただき、条例のこころとなる「素案」をまとめていただきました。

まずは、長期間にわたる検討について、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

条例素案では「つながり」が、キーワードとなっているようでございますが、私も、この「つながり」こそが、まちづくりのエネルギー源であると考えており、この素案には、大いに共感を覚えております。

また、素案全体にわたって、協働のまちづくりを実践しておられる皆さんの、思いのこもった、まさに、今、取り組まなくてはならないご提案が、数多く盛り込まれており、また、その中には、市行政や職員に対するものもあるとお聞きをいたしております。

職員も、地域の行事や活動に参加するよう、強い姿勢を持っていかなければならないとあらためてその思いを強くしたところでございます。

平成 23 年度は、皆さんに検討いただいた、思いのこもった素案を、まちづくり基本条例として形にし、実行に移すための準備の年にしたいと願っております。

本日で、この市民委員会も一区切りということのようですが、市民委員の皆さんには、それぞれの立場で、この条例を広めていただくとともに、また、実践していただくこと、そして、廿日市市のまちづくりへのより一層のご協力をお願いいたします。

条例素案は、本日の会議において議論を深め、日をあらためて、提言いただけると聞いております。

その日を楽しみにしております。本当に、ありがとうございました。

〔委員長〕
ありがとうございました。議会の会期中でお忙しいため、市長は、ここで退席されます。

３　事務局説明

〔委員長〕
それでは、続いて、前回の会議の振り返りと、今回の会議のねらいなどについて、事務

局から説明をお願いいたします。

〔事務局〕
それでは、前回の会議について、簡単に振り返ります。
今日は、お手元に「かわら版」の第 10 号をお配りしております。これは、第８回から第９回プラスワン会議までの様子をまとめたものです。裏面の左側をご覧いただければと思います。
第９回会議は、２月７日の夜に開催し、二つの作業を行いました。
一つ目は、市民ミーティングの意見の共有でした。
各会場の状況について、担当した職員から報告し、主な意見について全員で共有しました。
二つ目は、市民ミーティングの意見への対応を検討しました。
市民ミーティングでいただいた意見を、会場別のグループで「素案に反映するもの」「素案に反映しないもの」など五つに分類し、素案の修正方針を考えました。
また、併せて、プラスワン会議では、第９回会議の結果をもとに、修正の文案を作りました。
以上が、前回までの会議の様子です。
続いて、ちょっと時間をいただいて、素案の完成形のスタイルについて、共有しておきたいと思います。2/26 の第９回プラスワン会議でも説明をさせていただきましたが、みんなで共有しておきたいということで、もう一度、説明させていただきます。
プラスワン会議の資料、お送りした資料の１、本日の開催通知と一緒にお送りしていると思いますが、それをご覧いただければと思います。(仮称)廿日市市まちづくり基本条例素案の全体イメージ（案）、１枚のものです。
まず、素案。資料では、「原案を加筆・修正したもの」としておりますが、本日、最終確認していただき、これに微調整を加えて完成させたいというふうに思っています。ただ、この素案というのは、これまでの会議全ての記録ではないということで、付録（資料編）として、これまでの会議資料からピックアップしたもの、議論の背景がわかるものですとか、原案には掲載をしなかったけれども、やはり大切ではないかというような意見をまとめた一覧などを添付したいと考えています。
「付録 資料編」というところに書いてありますけれども、具体的には、テーマⅠについては、第２回・第３回会議のまとめの資料や、めざす姿のキーワードの投票結果一覧、あるいはキーワードの説明を記したものを付けたい、また、裏側になりますけれども、テーマⅡについては、議論の背景として、第４回・第５回会議で考えた内容のまとめ、テーマⅢについては、年末に各グループで確認していただきました、ルール、活動支援策の具体的なものの一覧、こうしたものを付けていきたいと思っています。
あと、議論の経過としては、毎回作ってきましたかわら版、各回のテーブルにおける記録、模造紙の写真、付箋の内容の一覧、それから市民ミーティングでいただいた意見と対応方針の一覧、こういったものを全て添付して、資料編として素案に付けたいというふうに思っています。
次に、今日の会議のねらいについて説明します。
今日は、大きく三つのことを行いたいと思います。
お手元にお配りしている次第では、３、４、５という項目でございます。
一つ目は、素案の最終確認です。
第９回プラスワン会議において、市民委員の皆さんと、ミーティングの意見を反映した修正案を作成いたしました。
事前に皆さんにお送りした、資料１が修正案を反映した素案です。
資料２については、最終的に素案に反映した、対応をＡとしたものの一覧、この意見を抜粋したものです。

今日は、資料１によって、素案の最終確認を行いたいと考えています。
作業の二つ目は、４月以降に設置いたします「起草委員会」の委員の選出です。
起草委員会は、この市民委員会でまとめた素案をもとに、条例の文案を作成するために設置したいと思っています。皆さんの中から６名の方に起草委員をお願いできればと考えています。
最後に、市民委員の皆さんから、委員会を振り返っての感想ですとか、今後のまちづくりに向けた意気込みなどをお一人ずついただきたいというふうに思っています。
事務局からは、以上です。

４　素案の最終確認

〔委員長〕
ありがとうございました。それでは、早速なんですが「次第３　素案の最終確認」を行いたいと思います。
お手元の資料１「市民ミーティング意見反映修正案」を出していただけますでしょうか。資料１の「市民ミーティング意見反映修正案」ですが、第９回プラスワン会議で市民委員の皆さんと修正案を考えてきました。余白部分に、枠で囲んだコメントがあるページ、個々の修正箇所に波線を引いて示しております。例えば、２ページを見ていただきますと、テーマⅠの左側に「波線部２箇所修正」というふうにありますように、そこの２ページに「住んでよかったと実感でき、」の部分と「誇りが持てる」という部分に波線が引いてあると思うんですが、その部分が修正された部分になります。
今日は、修正箇所を中心に全体で最後の確認をしていただきたいと思います。確認は、ページの順を追って進めていきますので、修正がある場合、その理由を簡潔に説明し、修正案を提示していただくようにお願いしたいと思います。
なお、素案の１ページ、「はじめに」については、私と副委員長と事務局とで微調整をさせていただきたいと思うんですが、「是非これは追加したい」という事柄があればお願いしたいと思います。
１ページ、最初の部分ですね。「（仮称）廿日市市まちづくり基本条例 素案　～協働のまちづくりで大切にしたいこと～」というふうにありますが、その１番「はじめに」と書いてあります内容なんですが。

〔Ａ委員〕
あの、１ページ目の下の方ですけれども、「この素案は、条例の柱となる」云々とありますね。その下、例えば「この市民ミーティングを開催しました。」と入っていますけども、この文章というのは市民ミーティングの開催についての説明なんじゃないですか。ここのところは、丁寧に書かないといけないんじゃないですか。

〔委員長〕
ありがとうございます。おっしゃるとおりです。「この市民ミーティングを開催しました。」、その前の「ご意見をいただきたいと考え」という所も市民ミーティング用の内容になっていると思いますので、その部分は修正させていただきます。修正した内容につきましては、提言をさせていただく 16 日の前に皆様にお送りして確認をしていただきたいというふうに思っておりますので、そちらは修正させていただきます。
その他ありますでしょうか。
無いようでしたら、続きまして、２ページ「テーマⅠ　協働のまちづくりでめざす姿」ですが、最初の段落、テーマⅠの最初の段落を２箇所修正しております。資料２では、１ページ目、最初の段落と２段目、「住んでよかった」「誇りが持てる」を追加しておりますが、修正案について、ご意見があれば挙手で発表をお願いいたします。

資料１と資料２と両方見ながらの修正となりますので、申し訳ありません。
無いようでしたら、このように修正させていただきたいと思うんですがよろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
それでは、このように修正させていただきたいと思います。
続きまして、３ページ目ですが、「まちづくりの活動主体各々の担う役割」ということで、その中で、市民の役割の中、最初ですね、市民（個人）の役割の②ですが、「子どもから大人まで積極的に地域活動に参加します。」というふうに訂正させていただいております。これにつきまして、いかがでしょうか。
資料２の方は、２ページの最初の項目になります。住民が全員参加できるようにということで、子どもから大人まで、括らずに全体を対象にするということで、このような表現にさせていただいていると思うんですが、よろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
それでは、続きまして、その市民の役割のところの企業、民間事業所についてですが、①で「市民の一員として、企業活動を通じてまちづくりに貢献する。」という部分です。
これも資料２の方は、たくさん出ておったんですが、これも同じく２ページのところですね。２ページの大きく２段目のところだったんですが、企業の役割のところで、より具体的な内容をということで、今回、このように「企業活動を通じてまちづくりに貢献する」というふうに付け加えさせていただいてるんですが、これでよろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
それでは、続きまして、その下の学校の③大学の部分ですが、「専門性を生かすとともに、地域貢献する」という修正になっております。これも、資料２は２ページ目、地域貢献をするという視点を追加するということで付け加えが行われております。こちらもよろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
続きまして４ページ、そこに「まちづくりの活動主体の関係」という段落がありますが、そのテーマ名について、「協働のまちづくりを進めていく上では「人づくり」「地域特性を生かした連携」「信頼関係…」」というふうにテーマが書いてあります。そのテーマが、以前は「人材育成」となっておりましたが、人材発掘という意味も含めるということで、「人づくり」というふうに訂正させていただいております。この下にも、テーマの所を「人材育成」ではなく「人づくり」というふうに訂正させていただいておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
ありがとうございます。
「人づくり」の中で、段落の２番目ですが、「こうした人づくりは地域だけが頑張るのではなく、学校と地域が互いに…」ということで、いったりきたり、キャッチボールという意味を含めて、一方通行ではなくて「互いに」を付け加えさせていただいております。こちらもよろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
それでは、二つ目のテーマ「地域特性を生かした連携」につきまして、３箇所訂正が行われております。
まず最初が、「本市では、」というふうに訂正させていただいております。これは、いわゆる重層的なまちづくりが本市の特徴であるというふうに限定した書き方がしてあったと思うんですね。いわゆる本市では、このような特徴がありますよというふうな表現を変えた所になっておりますが、読んでいただければ、具体的には、「本市では、」という所と、２行目の「重層的なまちづくりとなっています」、限定した物言いではなくて、柔らかな表現というか、本市の特徴としてこういったものがありますよというような表現にさせていただいておりますが、こちらはよろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
それでは、次の三つ目についてですが、地域特性の部分の下から２行目で「市内・市外にかかわらず多様な主体が連携しながら、…」ということで、いわゆる廿日市市だけでの協力関係ではなくて、やはり市外からの協力も大歓迎というような意味で「市内・市外にかかわらず」というふうな追加をさせていただいております。これもよろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
それでは、続いて６ページ、資料１の６ページですが、最初の「まちづくりを担う人材を発掘するために」の部分で、具体策の提案という所ですね。「地域では、楽しくワクワクするような行事を開催したり、伝統的な祭りを復活させたりして、中堅世代（３０代、４０代、５０代）の参加を促進する」、今、現在、地域の活動になかなかお仕事の関係とかで難しい世代の方々を、特に呼びかけるという意味で具体的な年齢を捉えて追加させていただいております。こちらの部分につきましてよろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
それでは、その具体策の提案について、一番下の所に「持っている知識・技能などを生かして、地域活動に参加する。」とさせていただいております。これも、より具体的な内容を付け加えさせていただいたということになるんですが、こちらもよろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
それでは、最後に９ページ。「４　条例に望むこと」という項目が、新たに付け加わっております。これにつきましては、市民ミーティングを各地域で開催いたしまして、その参加者の方からアンケートでの意見等出てきまして、こういうふうな条例にして欲しいということで意見が上がったものをまとめまして、ここに箇条書きで加えております。例えば、分かりやすいようにして欲しいであるとか、そういった部分について付け加えております。
資料２につきましては、４ページのところで、追加として「条例に望むこと」というふうにまとめさせていただいた部分なんですが、ちょっと上から順番に確認をさせていただきます。まず一つが、資料１の９ページですが、「市民に分かりやすく、親しみやすい条例とするために」「かた苦しくない条例名とする。」「条例の文章は、分かりやすく簡単なものとする。」、
二つ目として、「条例をみんなで実行するために」「条例を広めるため、行政、地域、学校で勉強会などを行う。」「分かりやすいパンフレットを作る。」「条例を作っただけとならないよう、具体的な取り組みを考え、実行する。」、
10 ページで、「情勢の変化にあった条例として機能させるために」「条例の進行管理をし、公表する。（目標に対する達成度や評価など）」「具体的な取り組み、進行管理、見直しを行う委員会をつくる。」「条例は、時代に合わせて見直しをする。」。
分かりやすい、親しみやすいものにして欲しいという意見があったんですが、それに対して具体的には条例名をかた苦しくないものにしていくであるとか、文章を分かりやすく、簡単なものにしていくというふうにまとめさせていただきました。
また、条例をみんなで実行するためには、やはりみんなにこの条例を広く知っていただく必要があるということから、例えば、行政、地域、学校などで勉強会などを行ったり、またパンフレットですね、分かりやすい条例の内容をまとめたパンフレットを作っていくと。
それから、それについて、どのように実行していくかということで、さらに取り組みを考えて、実行していくということです。また、機能させるためには、考えた内容を進行管理しながら、そして、さらにそれを広く公表していくと。また、それを実行するために、進行管理や具体的な取り組みを考えていくための委員会を作っていってはどうだろうかと。また、時代に合わせて、そのような委員会の中で条例の内容等を確認したうえで、変更する必要があれば変更していくということをやっていったらどうであろうかというようなことで、ここにまとめさせていただいたんですが、ここにつきまして皆さんのご意見いかがでしょうか。ここは、全く新しく出てきたことなんですが。

〔Ｂ委員〕
最近、よその条例を読んで思うに、解説が入っているものがある。あれが分かりやすいと思うんですね。そういうものを追加していただいたら分かりやすくなると思うんですけど。以上です。

〔委員長〕
ありがとうございました。それでは、今、ご意見が出たんですが、条例をもっと分かりやすくするために、条例の条項ごとですかね、分かりやすい解説を作るということなんですが、皆さんいかがでしょうか。大変良いことだと思うんですが。

〔C委員〕
具体的なイメージがわかないんですが、どんな感じのものなんですか。

〔委員長〕
私が理解している内容で考えると、条例ということになりますと、法令なんかと違いまして、ある程度分かりやすい言葉で表現はできるとは思うんですが、本来、憲法だとかですね、堅苦しいというか、わかりにくい表現になっておるものを、もっともっと分かりやすい、どう言ったら良いですか、参考書というか、いわゆる赤本のようなものということでよろしいんでしょうかね。そういうようなイメージというふうに理解したんですが。

〔C委員〕
法律的解釈を加えるということですか。

〔委員長〕
ではなくて、やはり法律とかということになると、ある程度、誰が見ても同じような解釈になるようにということで、四角四面、いわゆる細かなですね、表現内容になっていかざるを得ないんですが、それでも、もっと普通に分かりやすくというような意味ではないかと思うんですが。ちょっと、見てないとイメージがわきづらいと思うんですが。ですから、参考書的な解説としてというか、取扱説明書のようなイメージで分かりやすく解説をしていくということだと思うんですが。

〔D委員〕
すいません。そうなってくると、市民に分かりやすく、親しみやすい条例とするためと書いてあることが全然違ってくるよね。分かりやすくと書いているうえに、またそれを入れるとややこしくなるから、この文言はなくなる。

〔E委員〕
分かるんですよ。分かるんですが、あんまり細かくいくと、かえってややこしくなって分かりにくくなるような反面が出てくるんじゃないかと、若干、危惧されるということを申し上げておきます。

〔委員長〕
はい、ありがとうございます。ただ、どこまでやるかってことが一番にね、やり過ぎるとあれですし、分かりにくいと言うことで。はい、すいません。

〔事務局〕
今、千原委員がおっしゃった、条例の解説書というのは、条例の条文一条ごとに、その後に考えた背景ですとか、こんなことを考えたのでこの気持ちをこの条文に込めていますというようなもののイメージだと思うんですね。実は事務局でも、今回の素案については一部であるけれども、追加の付録を作りたいと。そっちに、市民委員さんの今まで考えた、ここにまとめた背景が一杯ある、それを解説書にしたいというふうに考えています。それは、起草委員会の中で、条例の文章というのは、数学の公式のようにと言うとちょっと冷たいですけれども、決まった言葉で、決まった形で書くという、一定の決まりがあります。

そこに書き表せない、後ろにある思いとか、この条例に、条文に込められているみんなの気持ち、あるいは考えてきた背景というものを解説にしたいということで、それが付けば、条文自体が非常に冷たい、分かりづらいものであっても、そこを読めば、こういうことをこの条文では言っているのか、じゃあ自分はこういうふうなことをしたら良いのかということが分かるのではないかというふうに思います。おそらくＢ委員がおっしゃったのは、そのようなものだと思うんですけれども。実際に今、手元に持っていると非常に分かりやすいと思うんですが。何かどこかの例をお持ちだったら、一つ紹介いただければと思うんですが、持ってますか。ちょっと紹介してみてください。

〔Ｂ委員〕
今持ってないですね。やはり、今、言われたことと同じですよ。

〔事務局〕
岸和田の例なんですけれども、例えば最初の方に条例というのは、条例の中で言葉の定義を決めたりします。「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれこういう所に定めるところによる。」と書いてあって、「市民　市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次の号に規定する事業者をいう。」というような、そういう形になるんですね。そこに付いている解説は、『「市民」とは、「市内に住んでいるか、働いているか、学んでいる人、それに加えて市内に事業所を置く事業者」をいいます。つまり市の区域内に住所を持っている住民、「住民」は地方自治法の規定と同じものとし、岸和田市に住んでいる人です。』とかいろいろ書いてあるんですけれども、「その中に事業者を含めた意味は、事業者のまちづくりに関わる権利と責務も明らかにしていきたいと考えてそういうものを市民の中に含めました。」ですとか、そういうようなことが解説にずっと書かれるというようなものです。

〔Ｂ委員〕
ありました。これは志摩市ですね。志摩市のまちづくり基本条例の中で、「第一条　目的」というのがあるんですけど、「目的　この条例は、私たちのまち志摩市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、地方自治の本旨に基づき、自立したまちの実現を図ることを目的とする。」というものに対してですね、解説はこうあるんです。『条例の目的を、憲法第92条に定める「地方自治の本旨」（住民自治・団体自治）を具現し、「自立したまちの実現」であることを条文化し明らかにしています。』というような格好で解説が入っていて、第一条の目的の所だけ読みましたけれども、こういった内容です。

〔委員長〕
ありがとうございます。そういうことで、こちらのように条例について、事務局の方でも背景であるとかいうようなものを解説として盛り込むということになっておりますが、別資料ですね、このような形でこの条文自体をもう少し分かりやすいものにというご意見なんですが。ただ、そうすると、先ほど、Ｄ委員の方からありましたように、「親しみやすい条例とするために」という部分の「条例の文章は、分かりやすく簡単なものとする。」という部分と競合してくるというご意見だったんですが。

〔Ｄ委員〕
別に作るんならいいんです。条例の中にゴチャゴチャ書き込むんじゃなくて、今言われたことなら良いです。

〔委員長〕
はい、わかりました。それでは、このように条例の解説書ということで、詳しくという

か、わかりやすく解説を別に作成するということなんですが、それにつきましてよろしいでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
ありがとうございます。その他、今の追加の部分について、何かご意見がないでしょうか。

〔Ｆ委員〕
９ページの「４　条例に望むこと」の、この４というのが最後にくるというのは、ちょっとなんかこう。もしかして２ページの「３　市民委員会における検討内容」の次の４番ということですね。そういうことであれば、もしもできれば、これをどこか近くに、３の次に入れていただきたい。どうしてだけど、どういう意味なんですよという、何かそういったものがあっても然るべきではないかと思います。

〔委員長〕
３番目の内容が大き過ぎて、４という部分が分かりにくいということですかね。

〔Ｆ委員〕
３番目の内容というか、要は異なるものだということ。なんか同属の４という気がしてならないんです。市長にこれを提言する際には、最後に決まったから４がここになるということでは、そういうことは全くお分かりにならないと思うので、それであれば何とかならないかなと思ったものです。以上です。

〔Ｇ委員〕
１が「はじめに」になっているので、４で「おわりに ～条例に望むこと」みたいな形で、ちょっと分かりやすいかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

〔委員長〕
順番的に言いますと、１ページが「１　はじめに」ということで、あいさつがあります。それから、２ページ目に２として「市民委員会の経緯」がありまして、３番目に「市民委員会で検討してきた内容」ですね。これがテーマⅠ、テーマⅡ、テーマⅢというふうに分かれており、最後に４となっているんですが、それを１ページの１に向けて、「４　おわりに」として「条例に望むこと」としてはいかがだろうかという提案なんですが。
だから、１番が「はじめに」で、２が「市民委員会の経緯」、３が「検討内容」、４が「おわりに」と、このようにしたらどうかということですが、いかがでしょうか。

〔委員一同〕
異議なし

〔委員長〕
はい、それでは、４番目の「おわりに」として「条例に望むこと」というふうにさせていただきたいと思います。
その他、何かございませんでしょうか。
無いようでしたら、今ご意見をいただいた部分を修正させていただきまして、市長への提言とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

５　起草委員会 委員の選出

〔委員長〕
それでは、続きまして、５番目の起草委員会の委員の選出を行いたいと思います。
これにつきまして、事務局から説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(1)　事務局説明

〔事務局〕
では、まず、来年度のスケジュールについて、先に説明をさせていただこうと思います。
来年度は、市民委員の皆さんにまとめていただいた素案をもとに、「条例案をつくって、議会に提案する」ということと、「素案に書かれていることを実現していくための仕組みをつくる」という、大きく二つのことを行いたいと思っています。
条例案の作成については、４月以降、新たに起草委員会というものを設置して、年度の前半、８月ぐらいまでの作業になるかと思いますけれども、その間に集中して文章を作る作業をしたいというふうに予定をしています。なので、月２回程度、会議を開催することになろうかと思っています。
そして、できあがった条例案を平成 23 年度中に議会に提案したい、これが１つです。
条例案の作成に当たっては、この素案に込められた皆さんの思いをきちんと反映したものを作るために、ここに関わられた皆さんの中から起草委員をお願いしたいというふうに思っています。
起草委員は、６人の方にお願いをしたいというふうに考えておりますけれども、正・副委員長へは、事務局から既にお願いさせていただいております。あと４人の方については、第４回会議以降検討してまいりました、A、B、C、Dの４つのテーマ別グループからお一人ずつ出ていただいてはどうかなというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか？

〔委員一同〕
異議なし

〔事務局〕
よろしいですかね。
それぞれグループで考えてこられたことを、きちんとみんなで考えて構築して反映をしていくということを代表として携わっていただければというふうに思います。
この後、各グループに分かれて、起草委員の方を選んでいただきたいと思います。起草委員会では、皆さんがこれまで考えてきた内容を条例として文章にする作業を行いますので、まず「みんなの思いをきちんと説明していただける」という方、あるいは「文章を書くのが上手だな」という方ですとか、「わかりやすい表現ということをポイントに説明ができる」というような方にお願いできればというふうに考えております。
今日、起草委員として選んでいただいた方には、４月以降、あらためて事務局からまた日程など連絡をさせていただきたいと思っています。ここまでが起草委員会の話です。
それから、「条例を実現していくための仕組みづくり」、実は、皆さん、こちらの方が関心が高いのではないかと思いますけれども、これもやはり素案づくりに携われた方と一緒に検討できればというふうに考えております。
ただ、こちらは、まだ、進め方を事務局で整理している段階ですので、進め方やスケジュールなどが決まった段階で、また皆さんにお声を掛けさせていただきたいというふうに思っております。その際はよろしくお願いいたします。
以上です。

(2)　グループ別協議

〔委員長〕
　ありがとうございます。皆さんからご意見を伺って素案というものをつくってきたんですが、この素案の内容が、皆さんの言葉が、条例の中にしっかり、具体的に思いとして入っていくために、それぞれのテーマでお話をしていただいた方の中から、条例づくりにまた関わっていただきたいという思いになります。
　それでは、これから、A、B、C、Dのグループに分かれていただいて、起草委員として条例文章の作成に関わっていただく人を選んでいただきたいと思います。
　選出の方法などはグループにお任せしますので、今ありましたように話し合ってきた内容を文章化するにあたって、「思いが伝えられる」「文章を作るのが上手だなぁというような方」、または「説明が上手だなというような方」をご選出お願いしたいというふうに思います。
　それでは、時間の方は、これから10分間とさせていただきたいと思いますので、20時5分までで行っていただきたいと思います。
　また、グループには職員の方に入っていただきまして、進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　それでは、こちらからAグループ、Bグループ、Cグループ、Dグループの順に、分かれて集まっていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

※　グループ別協議

(3)　グループ別発表

〔委員長〕
　それでは時間前なんですが、もうすでに選出が全てのグループで終了されているようなので、Aグループから順に、選出された委員の方を発表していただきたいと思います。Aグループからお願いできますか。

〔Aグループ担当職員〕
　Aグループは、山本委員にお願いすることになりました。

〔Bグループ担当職員〕
　続いてBグループです。Bグループは、満場一致で大学生の板本さんに決定しました。

〔Cグループ担当職員〕
　Cグループも同じく満場一致で、熊谷委員さんでございます。よろしくお願いします。

〔Dグループ担当職員〕
　Dグループも同じく満場一致で、岩藤委員さんにお願いすることになりました。

〔委員長〕
　日程等につきましては、これから送付させていただきたいと思いますが、今選出されました、起草委員の皆様におかれましては、思いを条例の中に盛り込んでいただくように頑張っていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

6　市民委員会を振り返って

※　委員と市職員から、市民委員会を振り返っての感想や今後の意気込みなどを発表した。

〔川本副市長 感想〕
どうも皆さんご苦労様でした。10 か月におよぶ委員会、本当に白熱した議論をいただいたことにまずもって感謝申し上げます。
廿日市のまちづくり、随分前から地域のコミュニティ活動等の前身ということで、文化振興プランあるいはコミュニティ推進プラン、市民活動センターの設立等、一歩一歩、歩んできた訳ですけれども、このようにして、まちづくり基本条例ということに近づいていると感慨深いものもございます。
また今日は、素案づくりの中にあるキーワード、誇り・つながり・信頼関係、あるいは情報発信・共有、そういったことは、本当に住民自治そのもののことに、基本の部分でもある訳ですけども、福祉とか教育とか安心安全、そういった行政の基本になる、横串になるようなものだと、今日改めて感じたところでございます。決してゴールのあるものではないというふうに思っておりまして、一歩一歩進化して、我々も進化して、皆さんにも携わっていただくと、いろんな形で携わっていただくということでまちづくりの振興にもつながっていくんだろうというふうに思っております。
我々も、市としても、行政としても、身の引き締まる思いでいますので、是非、また条例づくりの中の職員の人づくりもですね、是非やっていきたいと、こういうふうに思っております。その他にもお話がありましたけれども、このまちづくり条例を我がまちのものにして、住民が提案した、市民の皆さんが提案したといったものとしてつくり、最後まで頑張っていきたいというふうに思っております。
また皆さんご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

〔アドバイザー 感想〕
それでは一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。本当に、先程から皆さんがお話されておりますとおり、大変な労力だったと思います。ここまでたどり着いて本当に敬意を表したいというように思います。
大変良い素材集めが出来たんだというふうに感じております。この集められた素材で、次年度の本当の条例づくりにこれが生かされていくというふうに思いますので、良い条例が出来ていくものと期待をさせていただいております。
条例には、いろいろな意味、目的が、いろいろ皆さん思いがあると思いますが、私はよく福祉のまちづくりのときにそういうお話をするんですけど、私がイギリスへ行ったときの経験をいつも話します。もう、この中にも何人も聞いていただいている方がいらっしゃると思いますが、私がオックスフォードに行きましたときに出迎えてくれたオックスフォードの福祉の案内をしてくれた人は誰かというと、その地域のボランティア、住民のボランティアの代表が出迎えてくれて、何て言ったかというと、このセリフが私は感動したんですけど、「私達がつくった、私達のまちを是非見て帰ってくれ」と言って住民の方が自分たちのまちを案内して歩いた。じゃあ役所の人はいないかというと、一番後ろにただ黙ってついて歩いているだけ。私は、ここに自治というものがあるんだなというふうに感動をしました。
こちらの素案の中にも誇りが持てるという文言が出てきました。本当に住民の人たちが、誇りが持てるまちというのは、自分達がつくったという、このプライドが、外に対して、あるいは内に対して、誇りとして表現できるものにつながっていくんだろうと思います。
是非、多くの方が参加できる、あるいは、市民の皆さん、あるいは市民というか、住民の皆さんだけではなくて、企業や事業所の皆さんも参加をして、「私達がつくったまちなんだ」と言って、廿日市を案内できるようなまちづくりのルールができていくといいなというふうに思っております。
それからもう一つ、落とし穴に陥らないようにしなきゃいけないのは、今までみんなやっていなかった訳ではないということです。今も現に市民の皆さんが本当に見える形で、見えない形で、見えないところで、見えるところで、まちづくりのためにみんな頑張って

いるということも忘れてはいけないと思うんですね。条例というのは、そういう活動をより一層意義あるものにしていく条例でもあるというふうに考えておかないと、今までやっていたことはさておいて、今からスタートだという側面だけに捉われてしまうと間違いを犯してしまうと思います。

今までやっていたことをより一層、もっと意義あるものに、よりもっと活発に、みんながもっと喜んで楽しくやれるものにしていくためのテコ入れとしての条例なんだというふうに、みんなで考えておくことも大事ではないかなというふうに思いました。

それから、先ほど絵に描いた餅にならないようにというお話がありましたが、そういう意味で来年度の課題にも上がっています、仕組みづくりというのは、とっても大事だなというふうに思います。

仕組みづくりということで言いますと、お役所の方もいらっしゃいますので、ちょっと注文もしておきたいと思うんですけれど、やっぱり協働というからには、お互いが力を合わせる、協力して働き合う訳です。今、どちらかというと市民の取り組みの方向に議論がずっといっていた訳ですけど、やっぱり市民と行政が協力して働き合う訳ですから、そうなると行政の中も、市民と協働で出来る仕組みづくりにリフォームしていくってことが、絶対必要だと思うんです。今まで行政主導のまちづくりでやってきた訳ですけれど、その仕組みのままで役所の中が動いていたのでは、協働ってことがなかなかできない。今、市民のあり方を変えていこう、もっと生かしていこうって働きを願って動いている訳ですから、行政の中もありようを、意識を変えていこうという取り組みを是非やっていただくということが大事だと思います。

それから、これはいろいろ議論が必要になってくるので、あんまりこういうところで申し上げるのも何かと思うんですけど、市民の中でよくこういうこと言いますね。「役所の人も住民なんじゃから、まちづくりにはやっぱり参加、地域でしてもらわんにゃ」って声がよくありますね。本当は、役所の人として、やっぱり頑張ってもらわなけりゃならないということが第一ですけど、市民の感情としてはそんなところもありますので、じゃあ例えば、ボランティア休暇でもつくるとか、何かやっぱり行政も、今、協働のために頑張ろうとしているんだなということが見えるように、市役所の中の変化が見えるような工夫も、現実は市役所の中でも変わってきている訳ですけど、市民にそこが見えてきているかというと、もう一つ見えにくいというところもあるように思いますので、せっかく市役所の中も今変わろうとしていらっしゃると思うので、そこが市民に見えるようなちょっと工夫も来年度並行していくと、市民も先程出ている信頼関係づくりができていって、みんなで頑張ろうと一層盛り上げられていくんじゃないかなと思っております。ちょっといらんことも言いましたけども、是非、この１年皆さん頑張っていただいた努力が本当に実っていきますように、一層のご活躍といいますか、お働きを期待したいというふうに思います。あんまりアドバイザーという役も務まっておりませんでしたけれど、お許しいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。ご苦労様でした。

7　委員長あいさつ

〔委員長〕

今、皆様から一言ずついただきまして、本当にこの委員会に参加してよかったなという思いが強くなってまいりました。最後に、皆様にまたご挨拶をさせていただきたいと思うんですけれども、最初に、本当に思いがけずに委員長という役をいただいたんですけれども、皆さまの本当に熱いご協力をいただくことによって最後まで務めさせていただくことができました。どうもありがとうございました。

実を言いますと、この委員に選ばれたときには、市民活動センターの運営の中から一人として来たもので、どっか席の隅っこの方に座っとって、しょぼしょぼしょぼっと話を聞

いとりゃいいかなというような気持ちで来たんですけれども、思いもかけずにこんなところでお話をさせていただく立場になりまして、たくさん得られたところはあります。というのは、やはり皆さんとお知り合いになって、いろいろご意見を聞いたり、または、それぞれ課題、問題点を聞くことによって、私の中でもやもやしていたものも、多少は晴れやかになってまいりました。来たときには、ちょっとこれだけは言っておこうかなと、市の方や職員の方にこれだけはちょっと言っておきたいなというような思いがあったんですが、一緒に仕事をさせていただく中で、まぁそんなことまで言わなくていいかというような気にもなってまいりましたし、いろいろなことがありました。

最後に、この委員の皆さんと知り合いになって、いろんな課題、問題点があったんですが、やはりこれだけの方が集まって、これだけの力を持っていらっしゃれば、そういった問題とか課題とかっていうものは、解決できる策がどこかにあるんではないかなという気がすごくしてまいりました。ですから、この会が終わりましても、是非、どこかでお会いさせていただいて、やはり一緒にまたこれからのまちづくりというか、地域づくりというか、そういったものを皆さまとご一緒にしていきたいなという気持ちが今大変強くなってまいりました。

条例につきましては、これで終わりではなくて、やはりこれからが始まるんじゃないかなというふうに思っておりますし、条例ができあがると大変楽しみにしていると同時に、またどんなものができてくるのかな、果たして、できてこれから先、うまく進んでいくのかなというような不安もありますが、皆さまのお力を借りながら、是非そのまちづくり条例が本当に機能して、我々の暮らしに役立っていく、本当に良いまちづくりができるようなものになるように、これからもお力を借りながら、みんなと一緒に、皆さまと一緒にやっていきたいなというふうに思っております。これからも引き続き、何かの場面でお力を貸していただければと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

8　その他（事務連絡）

〔委員長〕

それでは、次第の「7 その他」に移らせていただきます。事務局の方からお願いいたします。

(1)　市長への提言について

〔事務局〕

皆さん本当にお疲れ様でした。欲を言えば、まだ議論が尽くせてなかった部分もあるかと思います。でも、途中で「育てる条例」という言葉もございましたけれども、私たちが今考えたことを今できる範囲での条例にまとめるということを引き続きやっていきたいというふうに思っています。

では、前回の会議でご案内をいたしまして、開催通知でもお知らせしましたけれども、「市長への条例素案の提言」について、16 日 水曜日、朝９時から、約 30 分程度予定をしております。

当日は、委員長から市長に、この市民委員会で作成した素案を手渡すということを行います。参加いただける方の人数をおおよそ知りたいという思いでございますので、皆さんに確認票を送らせていただきました。お返事いただいた方もございますけれども、まだの方は明日までにご連絡いただければと思います。

あと感想文のようなレポートを書いてくださいという欄が、お手紙も送らせていただきましたけれども、この感想を素案の最後に文集のように皆さんから寄せていただいたものをくっつけてみたいというふうに思っておりますので、こちらも明日までにいただければと思います。

16 日、市長への提言の日に同席いただける方は、当日、８時 55 分までに、この市役所３階の秘書課へお越しいただければというふうに思います。
今日の会議の謝礼は、今月末に口座へのお振込みをしようということになっております。
以上です。

(2) 懇親会について

〔委員長〕
ありがとうございました。それでは最後に、事前にご案内させていただいているんですが、懇親会のご案内を今一度させていただきたいと思います。
会議の開催通知に書かせていただいていたんですが、懇親会を企画しております。
これまで、皆さまに本当に頑張っていただいておりますので、最後に、楽しく懇親を深めていただきたいと思いまして、懇親会を企画いたしました。ご都合の許す方は、是非、ご参加いただければというふうに思っております。是非、ご参加いただければというふうに思います。
では、出欠の方を記入していただきながら、確認票の方で提出の方お願いいたします。
それから、先ほど、事務局から説明のありました、「市長への条例素案の提言」の出欠確認票で、両方ですね、出欠をお返事いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

９ 閉 会

〔委員長〕
それでは、ちょうどよろしい時間になりましたが、以上をもちまして、（仮称）廿日市市まちづくり基本条例検討市民委員会の第 10 回会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。
最後に、いつものようにポストイットをお配りいたしますので、今日は、「市民委員会に参加して」の満足度を 10 とした場合に点数をつけていただきまして、そのコメントを一緒に添えて貼っていただければというふうに思います。
寒くなっておりますので、お気をつけてお帰りくださいませ。どうもありがとうございます。